

食安発0320第1号
平成26年3月20日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長
(公印省略)

農畜水産物等の放射性物質検査について

標記については、平成23年4月4日に原子力災害対策本部から示された「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（最終改正：平成25年3月19日）」に基づき、検査計画の策定及び検査の実施をお願いしているところです。

平成25年4月以降の検査結果を踏まえ、本日、原子力災害対策本部において「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」が改正され、地方自治体の検査計画について再整理されたところです（別紙）。

つきましては、対象自治体におかれましては、引き続き、適切に検査計画を策定し、検査を実施するようお願いするとともに、検査計画の報告についても、四半期毎に策定・公表しているものについて、当部監視安全課あて提出をお願いいたします。

また、対象自治体以外の自治体におかれましても、可能な限り検査を実施するようお願いいたします。

平成26年3月20日
厚生労働省

地方自治体の検査計画について

1 基本的考え方

地方自治体において実施する食品の放射性物質の検査計画の策定に関する基本的事項を定める。

2 対象自治体

平成25年4月以降の検査結果等を踏まえて、検査対象品目毎に別表の通り定めるほか、放射性物質の検出状況等を踏まえ、別途指示する。

また、別表に掲げる自治体においては、検査対象として指定されていない他の品目についても、必要に応じて計画的に検査を実施する。

3 対象品目

下記の品目とし、過去の検出値（Ge検出器による精密検査によるもの。）等に基づき、生産者、製造加工者の情報が明らかなものを対象として選択する。なお、以下（1）、（2）及び（4）に掲げる品目は、平成25年4月1日から平成26年2月28日までの検査結果に基づくものであり、平成26年3月1日以降該当する品目についても対象とする。

（1）基準値を超える放射性セシウムが検出された品目

ア きのこと・山菜類等（露地物を優先して選択。栽培物を含む。）

原木しいたけ（施設栽培）、野生きのこ類、うど、うわばみそう（みず）、くさそてつ（こごみ）、こしあぶら、さんしょう、ぜんまい、たけのこ、たらのめ、ねまがりたけ、ふき、わらび

イ 野生鳥獣の肉類

イノシシ、カルガモ、キジ、クマ、シカ、ノウサギ、マガモ、ヤマドリなどの肉

ウ 穀類、豆類

米、大豆

（2）基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出された品目（（1）に掲げる品目を除く。）

ア 野菜類（露地物を優先して選択。たけのこ等自生・栽培が両方出

荷されている品目は、「ウキのこ・山菜類等」に含む。）

ジュンサイ、ブロッコリー

イ 果実類（露地物を優先して選択）

ユズ、ウメ、カボス、キウイフルーツ、ギンナン、クリ

ウ キのこ・山菜類等（露地物を優先して選択。栽培物を含む。）

原木しいたけ（露地栽培）、原木なめこ（露地栽培）、原木くりたけ（露地栽培）、原木まいたけ（露地栽培）、原木ぶなはりたけ（露地栽培）、ふきのとう、もみじがさ（しどけ）

エ 穀類、豆類

そば、小豆

オ 茶

カ はちみつ

(3) 飼養管理の影響を大きく受けるため、継続的なモニタリング検査が必要な品目

ア 乳（岩手県、宮城県、福島県、栃木県及び群馬県で検査対象とする。）

イ 牛肉（岩手県、宮城県、福島県、栃木県及び群馬県で検査対象とする。）

(4) 水産物（基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出された品目）（以下に示すものは品目群による表記である。具体的な品目群とこれに対応する品目は「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成26年3月20日原子力災害対策本部）の別添参考「水産物の類別分類」を参照。）

ア 海産魚種（福島県、宮城県、茨城県、岩手県、千葉県、青森県（マダラに限る。）及び北海道（マダラに限る。）で検査対象とする。）

ヒラメ、カレイ類（2群）、アイナメ、メバル・ソイ・カサゴ類（2群）、サメ・エイ類、マダラ、エゾイソアイナメ、ホウボウ・サブロウ、クロダイ・ボラ、スズキ、フグ類、アナゴ類、マゴチ、アサリ

イ 内水面魚種（基準値の1/2を超える放射性セシウムを検出した自治体で検査対象とする。）

ワカサギ、イワナ・ヤマメ・マス類、ウグイ・フナ類・コイ・モツゴ、ウナギ、アユ、オオクチバス、アメリカナマズ、甲殻類

(5) 計画策定の際に考慮する品目

ア 国民の摂取量を勘案した主要品目

(参考) 国民健康・栄養調査の摂取量上位品目(平成23年調査より)

米、飲用茶、牛乳、ダイコン・キャベツ・ハクサイ・タマネギ・キュウリ等の淡色野菜、ニンジン・ホウレンソウ・トマト等の緑黄色野菜、卵、豚肉、ジャガイモ・サツマイモ・サトイモ等のイモ類、柑橘類、リンゴ・ブドウ・ナシ等の果実類、魚介類、きのこ類、鶏肉、牛肉、藻類等

イ 生産状況を勘案した主要農林水産物

- (6) 当該自治体において、平成25年4月1日以降に出荷制限を解除された品目((1) から(4) に掲げる品目に限る。)
- (7) 市場において流通している食品(生産者及び製造・加工者の情報が明らかなもの)
- (8) 乾燥きのこ類、乾燥海藻類、乾燥魚介類、乾燥野菜類及び乾燥果実類等乾燥して食用に供されるもの(水戻しして基準値(100 Bq/kg)が適用される食品を除く。)等の加工品
- (9) 被覆資材の不適切な保管・使用等の生産管理の不備が原因で基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出されたと考えられる品目
- (10) 当該自治体内の市町村等ごとに、事故後初めて出荷するものであって、検査実績が無い品目(ただし、非結球性葉菜類のように品目群単位で、代表的な指標作物を設定して検査をすることもできる。)
- (11) 検出状況等に応じて国が別途指示する品目
- (参考1) 米ぬか及び菜種等の油脂原料の検査を行う場合には、加工後の油脂の検査を行い、管理する。
- (参考2) (8)の加工食品は必要に応じて原料又は製品で検査を行い管理する。

4 検査対象市町村等の設定

地域的な広がりを把握するため、生産等の実態や産地表示の状況も踏まえて少なくとも下記の検査を実施する。

- (1) 3の(1)に掲げる品目(別に定める場合を除く。)の検査

ア 平成25年4月以降、当該食品分類で基準値を超える放射性セシウムが確認された自治体（表中◎）

当該品目から基準値の1/2を超える放射性セシウムを検出した地域及び主要な産地において市町村ごとに3検体以上実施する。その他の市町村では1検体以上実施する。

イ 平成25年4月以降、当該食品分類で基準値の1/2を超える放射性セシウムが確認された自治体（アを除く。）（表中○）

当該品目から基準値の1/2を超える放射性セシウムを検出した地域において市町村ごとに3検体以上実施する。

その他の市町村では1検体以上実施する（県内を市町村を越えて複数の区域に分割し、区域単位で3検体以上実施することもできる。）。

(2) 3の(2)の検査（別に定める場合を除く。）は、平成25年4月以降、当該食品分類で基準値の1/2を超える品目が確認された自治体で、当該品目から基準値の1/2を超える放射性セシウムを検出した地域においては市町村ごとに3検体以上、その他の地域においては市町村ごとに1検体以上（県内を市町村を越えて複数の区域に分割し、区域単位で3検体以上とすることもできる。）、それぞれ実施する。（表中○）

(3) 検体採取を行う地点の選択に当たっては、土壌中のセシウム濃度、環境モニタリング検査結果、過去に当該品目の検査で基準値の1/2を超える放射性セシウムを検出した地点等を勘案するとともに、放射性セシウム濃度が高くなる原因の一部が判明している品目については、当該要因が当てはまる地点を優先して選択する。

5 検査の頻度

品目の生産・出荷等の実態に応じて計画し、定期的（原則として曜日などを指定して週1回程度）に実施すること。野生のきのこ・山菜のように収穫時期が限定されている品目については、収穫の段階で検査を実施する。3の(3)の検査は、乳については2週間に1回以上、牛肉については農家ごとに3か月に1回程度とする。

水産物の検査は、原則として週1回程度とし、漁期のある品目については、漁期開始前に検査を実施し、漁期開始後は週1回程度の検査を継続する。また、3の(4)アの北海道、青森県、岩手県及び千葉県の海産魚種の検査、3の(4)イの埼玉県及び神奈川県の内水面魚種の検査、並びに3の(5)及び(7)から(9)に該当する水産物の検査については、過去の検査結果を考慮して検査の頻度を設定する。

ただし、基準値を超える又は基準値に近い放射性物質が検出された場合は検査頻度を強化する。また、検査頻度については、必要に応じて国が自治体に別途指示することがある。

6 検査計画の策定・公表及び報告

検査計画は、四半期ごとに策定し、ホームページなどで公表するとともに、国に報告する。

7 検査結果に基づく措置

基準値を超えた食品については、地方自治体においては食品衛生法に基づき、廃棄、回収等の必要な措置をとる。

なお、加工食品が基準値を超えた場合には、地方自治体は食品衛生法に基づく措置のほか、原因を調査し、必要に応じ原料の生産地におけるモニタリング検査の強化等の対策を講じる。

8 その他

野菜類・果実類等、乳、茶、水産物、麦類、牛肉、米、大豆及びそば、きのこ類の検査計画の策定に当たっては、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成26年3月20日原子力災害対策本部）の別添を勘案する。